

第2部

住民グループによる
提案等
～行政と住民との協働に
よるまちづくりの
事例集～

住民グループによる提案等

～行政と住民との協働によるまちづくりの事例集～について

練馬区では、今回多数の住民参加により都市計画マスタープランの見直し作業を進めました。今後この計画さえあれば、練馬区では住民の満足するまちづくりがこれまで以上に飛躍的に進むこととなります、と断言できればいいのですが、予算の制約や各種権利者間の調整等まちづくりの課題は当然引き続き残ります。

都市計画マスタープラン見直しの議論で確認されたことの一つに「協働による取り組み」が今後のまちづくりのキーワードになるということがあります。これは、まちづくりの大部分は、東京都や練馬区等が各種計画を策定し各種公共事業等を実施するだけではなく、住民が仲間内だけで何かやるだけでもなく、また民間事業者が不動産開発をするだけでもなく、多様な主体が相互に協力し合い進める必要があるという考えに基づいています。とは言え、大多数の住民にとっては、協働とは具体的にどのような活動を指すのか、どのように協働していけばよいのか分からないのではないのでしょうか。

この事例集は、協働によるまちづくりを具体化していくためのヒントを、マスタープランに何とか盛り込めないかという議論から生まれたものです。

練馬区内には既に完了したものを含め協働によるまちづくりの素晴らしい事例が数多くあります。マスタープランに可能な限り多くの事例を盛り込むべきと考えましたが、紙面の都合もあり以下のような視点で8つの事例を厳選しました。

- ・地域的に偏らないこと
- ・主として練馬区都市計画マスタープラン（地域別構想）策定以降（平成15年以降）に活動を行った事例であること
- ・取り組みの対象（施設等）や取り組み方法が偏らないこと

各事例とも当事者が中心となって分かりやすく書かれていますが、じっくり読む時間がない方は、各事例の末尾にある「協働のポイント解説」だけでも是非お読み下さい。多くの住民が長期間に渡って活動に情熱を傾けたことで分かったまちづくりのコツやエッセンスが、きっとみつかると思います。今後協働によるまちづくりを進めていく際に、この「協働のポイント」を押さえたからと言って、必ずしも上手くいくわけではないと思いますが、1つでも役に立てば幸いです。

練馬区都市計画マスタープランは、10年後には次の見直しがある予定です。それまでに、これまで以上に住民をはじめ多くの主体が協働のまちづくりを進めることにより、まちづくりのビジョンや課題が広く共有され、さらに素晴らしいマスタープランの見直しが10年後に実施されることが期待されます。

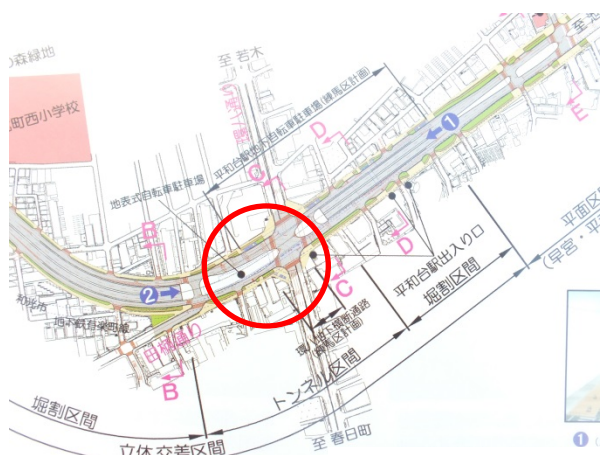
以 上

1. 「放射35号線整備」に関わる協働の取り組み

ア 事業の概要

放射35号線は、練馬区豊玉中3丁目から板橋区新河岸3丁目に至る延長約8.4kmの幹線街路として昭和40年6月に都市計画決定されました。このうち、早宮2丁目～北町5丁目の1,330mの区間において、幅員40～50mで平成16年12月から東京都第四建設事務所により事業着手されています。（平成27年度末完成予定）

また、平和台駅前交差点周辺（環状8号線との交差点）では、平成24年度から、練馬区により地下連絡通路及び地下自転車駐車場の整備も進められています。



事業化されることになった地下鉄出入口

イ 協働による検討体制<地域住民によるまちづくり検討組織の設立>

平成14年（2002年）6月に練馬区都市計画マスタープラン地域別指針が策定されたことを契機に、第1ブロックのブロック懇談会有志が『旧仲町五丁目を話し合う会』を設立し、地域の「まちづくり」についての勉強会を開催しました。この勉強会において「まち」の問題について種々話し合う中で、以下の2点について重点的に継続的に検討、協議していく事になりました。

- ① 放射35号線・36号線の建設による地域分断の影響把握とその対応・改善策
- ② 進む住民の高齢化対策として、住宅地内におけるミニ・バス運行の可能性の追求

このうち、①については、平成16年3月に『放射35・36号線について話し合う会（仮称）』をスタートさせ、平成16年（2004年）6月には、地域住民が参加した『放射35号線対策地域協議会』を結成するに至りました。この協議会は、結成当初は建設反対を求める意見もありましたが、事業がすでに進捗している状況等を踏まえ、建設されることを前提に住民のいろいろな意見を汲み上げて、東京都第四建設事務所などの事業者及び行政に対して地域住民の抱えている不安や要望の伝達を行い、問題の提起と解決に向けた協議などを行うことを目的として、事業者からできるだけ現実的な情報提供を受けることによって「まちづくり」上の問題点について協働での解決を目指しました。

ウ 協働による取り組みの内容と成果

<地域住民による生活者の視点からのまちづくり提案と協働の場づくり>

① まちづくりコーディネーターとしての『放射35号線対策地域協議会』の役割

『放射35号線対策地域協議会』で幾度となく打ち合わせるうちに、道路の事業者である東京都、地下鉄の事業者である東京メトロ、地下駐輪場を計画する練馬区の三者の間の縦割りの溝がうまく埋まっていないこと、そして、各事業者はそれぞれの仕事の分野内に限った独自の全体像に基づいて事業を進めようとする姿勢が強く、地域の生活から派生するきめ細かな相互連携といった、地域にとって重要な部分にまでは目が届きにくいことに気づかされました。そのため、『放射35号線対策地域協議会』は、三者と個別の打合せを行うだけではなく、三者に一堂に会してもらい、住民からの地域視点の問題について調整、解決をお願いしたことも数度に及びました。



当時の放射35号線周辺の様子

② 「平和台駅前交差点」の検討と合意

『放射35号線対策地域協議会』が様々な協議・調整の場を持つ中で、いろいろな問題が提起され、解決に向けた努力が行われましたが、中でも大きな問題は、「平和台駅前交差点」が環状8号線と放射35号線との交差により50m×25mというオリンピック・プールに匹敵する大きな交差点となるにもかかわらず、東京メトロ平和台駅の出入口はその一角にしかないことでした。他の3方向に行くためには、この交通量の多い大きな交差点を横断して行かざるを得ないことから、歩行者（中でも地下鉄利用客）の交通環境問題は深刻でした。しかも駅の対角線に大きなスーパーマーケットがあり、かつまたバスの乗り換えにもこの交差点の横断を余儀なくされる状況にありました。

そのため、『放射35号線対策地域協議会』は、東京都第四建設事務所、東京メトロの両者にこの問題を提起し、調整と問題解決をお願いしましたが、残念ながら両者ともに予算的な制約もあり対応不能との回答でした。

東京都第四建設事務所、東京メトロの両者ともに、それぞれの立場の全体的な視点からしか対応ができないことに危機感をもった『放射35号線対策地域協議会』は、対応策を検討し、地域の問題は地域でしか解決できないとの結論に至りました。そこで平成19年（2007年）4月に

練馬区の環境まちづくり事業本部を訪れ、この欠落に対して将来に禍根を残さないように、今回の事業実施に合わせて地下鉄の出入口対策を事業化するように強く要望しました。この要望に対して練馬区は真摯に検討を行い、「まちづくり交付金」制度に載せて予算措置を講じ、同年10月には環状8号線の下に地下連絡通路を区の事業として取り組む事を決定しました。

③ 住民参加を推進するための啓蒙活動

『放射35号線対策地域協議会』では、各事業者との協議を進める一方、住民参加を推進するために「まちあるき」を数回実施し、空間体験的に啓蒙活動を行いました。

また、検討用の模型を自主制作するなど、地中の立体的な把握に努め、議論や提案の糧としました。模型製作によって住民の理解が促進され、問題点を的確に把握するために多いに役立ちました。この模型は、一住民が作ったものですが、「練馬まちづくりのWAメッセ2007」にも出展され表彰を受けたほか、地域の地区区民館や光が丘の地区祭などでも展示され、注目を集めました。

放射35号線対策地域協議会
代表：渡辺啓二
世話人代表：渡辺啓一
※：大塚地区民館

11月28日(日) 午後1時～に日程を変更しました

平和台駅前道路
35号線
を
考える
まちあるき

**一緒に歩いて考えてみませんか
どなたでも参加大歓迎**

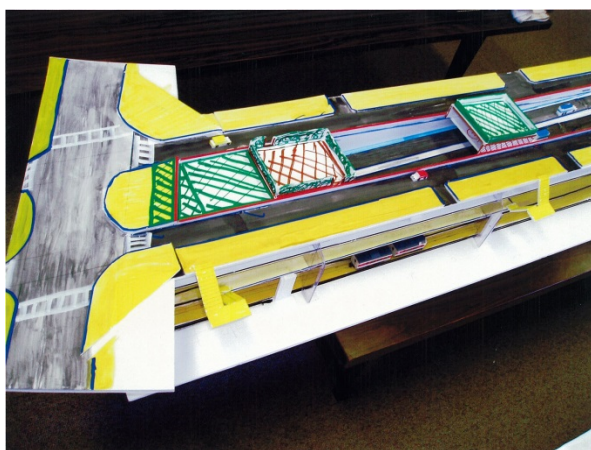
●「平和台駅前の道路はどう変わるの?」今回は下記内容を重点的に考えます。
●ご自身の身近な問題に対する意見交換の場としての「まち歩き」です。

1. 環状線沿線の特に「歩道」の形態について
*現在モデル工区として整備されている北町五丁目第一二工区の見学
*自転車通行区分のあり方、歩行者の安全は?バリアフリーは?ビル風は?
2. 地下鉄駅構内の風対策について
3. ヒートアイランド対策について
4. 地下駐輪場への出入りを含む東西の連絡地下道について
5. 地上部分の横断面の形態について
6. 自転車道、防音壁、中央分離帯、バス停留所などについて

■主催：放射35号線対策地域協議会
■開催日：平成22年**11月28日(日)**
【本編終了後が中止の場合は当日9時に行います。その場合は12月5日(日)に延期します】
■集合場所：仲町幼稚園前に午後1時集合
■時間：午後1時～4時頃終了予定
■意見交換会：モデル工区見学の後2丁目団地集会所にて意見交換会
■コース：仲町幼稚園～平和台駅～北町モデル整備工区～集会所
■問い合わせ：03-3931-6213

直接集合場所迄お越し下さい。

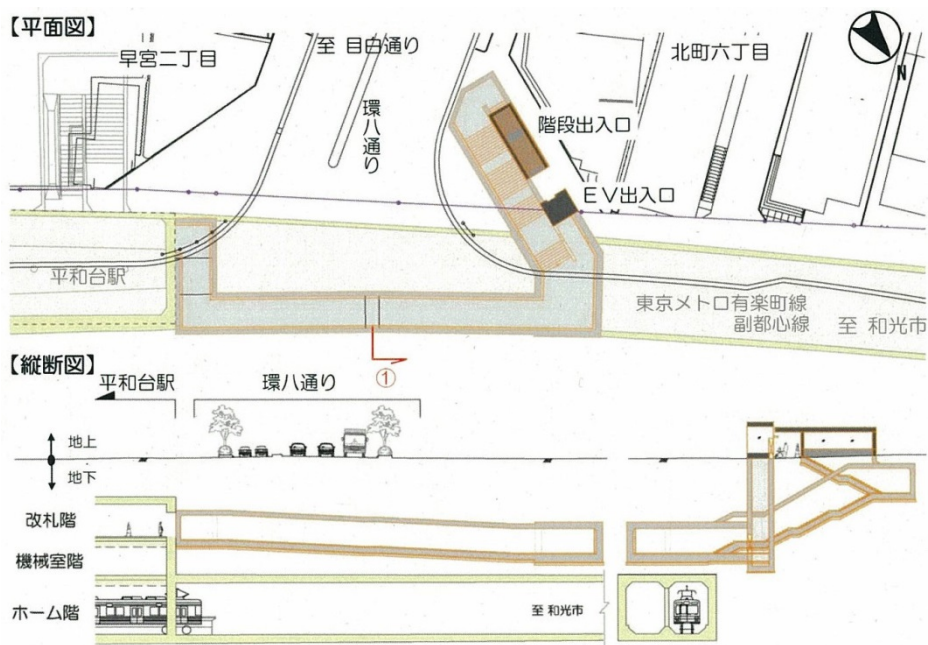
「まちあるき」のチラシ



協議会が自主制作した模型



「練馬まちづくりのWAメッセ2007」での模型展示の様子



現在練馬区が事業中の地下連絡通路の縦断面図（出典：練馬区ホームページ）

【協働のポイント解説】

「放射35号線対策地域協議会」による一連の経験から、放射35号線のような大規模な計画はどうしてもマクロな視点から行われるので、地域住民の生活上の不便に対応する緻密なミクロな視点が手薄になりがちなことが分かりました。鳥の目ばかりでなく、虫の目の視点も計画に盛り込まなければ、計画上の瑕疵が放置されたまま事業化されてしまい、住民、利用者は不便、不快を耐えざるを得なくなる恐れがあります。

この事例のような手作りの住民参加の取組みが「都市マスタープラン」の住民参加から生まれてきたことを評価します。

国の計画に東京都が、東京都の計画に練馬区が、練馬区の計画に地元住民や利用者が積極的に気のついた事を言い、それを取り上げて計画に反映する常設の仕組みの整備が心底求められているのではないのでしょうか。

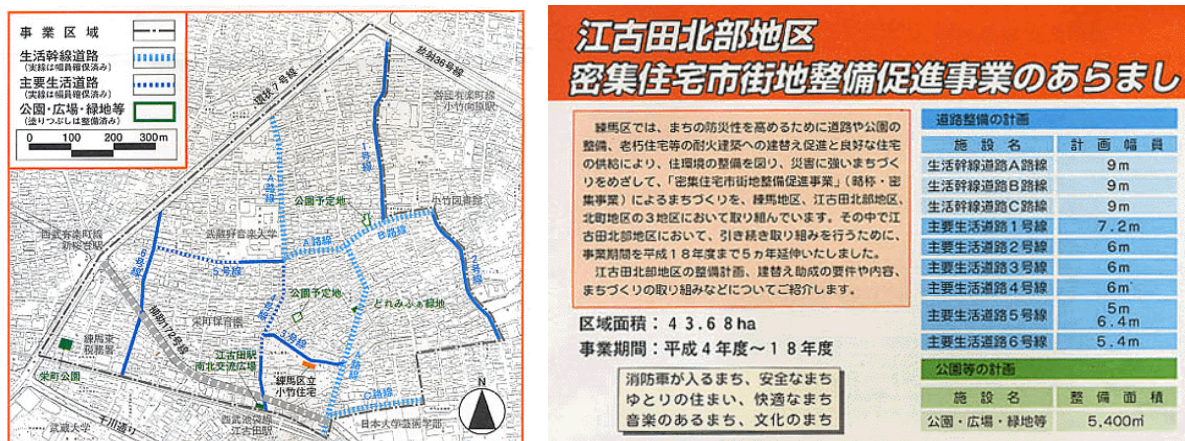
2. 「江古田北部地区密集市街地整備促進事業」に関わる協働の取り組み

ア 事業の概要

区では平成3年より江古田駅北部地区について防災性能の向上のために密集市街地整備促進事業を実施し、平成27年度まで延長実施する予定です。つまり24年間にわたって事業を展開することになる。その中で生活道路の整備や公園整備、共同建替え、行き止まり道路の解消、区営住宅の建設が実施されました。

この事業を進める中で江古田駅北口地区では、「道路が狭く、認められた容積を十分活かして建て替えが出来ない」「商業地としての活力が低下している」など、防災面や都市活力面、生活環境面で問題を抱えていました。密集市街地整備促進事業ではこれらの問題を十分解消できないことから誘導型地区計画を策定することになったのです。

またこの他に、「音大通りを考える会」のように平成13年から独自に商店街振興策を考える組織も立ち上がり、商店街を質の高いカラー舗装にすることに成功するに至っています。



江古田北部地区密集住宅市街地整備促進事業地区と事業の概要（出典：練馬区ホームページ）

イ 協働による検討体制<商店会、町会、行政の協働による検討体制>

本事業を進めるために、推進協議会を立ちあげて、住民と相談・検討しながら事業は進んできましたが、その協議会の構成メンバーは商店会会長、町内会会長を中心としており、旧来型のまちづくり組織です。その結果、ハード志向の法定都市計画が実施されてきた面が強いまちづくりです。ただ、個々の公園の計画については、公園近隣の関係者でワークショップを開催して公園の計画やデザイン、公園の名前を付ける検討を加えてきました。このような活動に刺激され音大通りの商店街を中心に「音大通りを考える会」が立ちあがりました。しかし事業がハード中心であったこともあり、個別のワークショップを推進した推進協議会の子組織が個別の課題が完了すると活動も完了しているようです。

また用地買収を伴う事業だけでは不十分ということで、江古田北口地区では地区計画を立案するために、「江古田北口商業地の整備に関する懇談会」が平成14年1月から立ち上がり、商店街の振興だけでなく地区全体のまちづくりを検討する必要から平成16年7月には「江古田北口まちづくりの会」に衣替えしました。そこで当初事業にはなかった北口地区の地区計画立案にあわせて、共同建て替えや公園整備などが地元住民との話し合いで追加されました。

ウ 協働による取り組みの内容と成果＜多様な主体の合意形成と事業実施＞

江古田では長年かけて、色々な主体が事業の計画に関わりきめ細かい協働を行政側と行ってきました。

① 生活道路の整備

4 m程度の幅員しかなかった通りが9 m幅員に拡幅されましたが、車道幅員は6 m程度に抑えられました。歩道の整備については、両側整備の部分もあれば、片側整備の部分もあります。場所によっては残地を使ってやや広い歩道の部分も。また場所によってはまだセットバックしていない敷地も（まだ事業途中）。また歩道の舗装も仕様の高いインターロッキングを使っている部分もありますが、一般のアスファルト歩道の部分もあります。車道についても幅員が一部広い部分あつたりします。住民自身が全体の対案を提案したわけではないが、沿道住民や商店の意向を入れながらきめ細かく、少しずつ無理なく計画し整備していった結果です。今までの土木的道路整備では一端道路断面構成を決めると整備する場所ではどこでも同じ断面が原則ですが、ここでは沿道住民の意向や建替えの都合をくみながら、ある程度の自由度を認めて地元と協働して道路整備が進められてきました。



整備前



整備後

生活道路の拡幅整備

地区の骨格となる生活幹線道路やそれを補完する主要生活道路

② 音大通りの整備

以前の音大通りは幅員4 mあるかないかでした。商店街としての活性化をはかるために、密集市街地整備促進事業のなかで、道路自身を拡幅するよりも、道路舗装をより質の高いものにしようということで、カラー舗装整備住民原案を区に提出し、概ねそれに沿って整備がされたのです。またこのカラー舗装するために4 m幅員を確保し、道路隅切りも確保することが沿道土地所有者に求められました。それに応じて、土地の寄付をしてもら



生活道路、公園等の整備

(出典：練馬区ホームページ)

い、登記上も公共の土地とし、道路区域の決定手続きまで実施しています。また地区計画を導入す

ることにより、容積率や道路斜線の規制の緩和を得ようと住民の中で検討が加えられ、さらに用途地域の変更についても、きめ細かく対応してきました。



整備前



整備後

音大通りのカラー舗装

密集市街地にゆとりある空間を創出するとともに、災害時に一時避難できるような公園、緑地の整備を推進

③ 地区計画の導入

江戸田駅北口地区地区計画の概要

地区ごとに、壁面の後退距離、建物の高さ（階数）や容積率の上限を定めます。

※敷地が大きい場合は以下のような特例を定めています。
 ※高さ（階数）を超える場合
 ※敷地が400㎡以上の場合

地区	容積率の上限	床面積の超過率
住居地区	180%	200%
住商共存地区	240%	300%
商業地区	300%	-
駅前通り ゆうゆうロード 浅間通り 上記の沿道	360%	-

壁面の位置の高程 0.5m

地区計画区域
 区画道路①・②③
 ①(幅員6m) ②(幅員6.10m) ③(幅員4m)

地区公園 ①(約610㎡) ②(約110㎡) ③(約110㎡)

■主な内容

- 上図に示す*****の部分については、建築物を道路から0.5m離して建ててください。
- 道路が交差する角敷地については、底辺2mの隅切り空間を設けてください。
- 建物の高さ（階数）や容積率は右図に示す地区ごとに定めた範囲内とします。
 ※ただし敷地が大きい場合は右図のような特例を定めています。
- 敷地の大きさは、地区ごとに定める面積以上とします。
 商業地区、住商共存地区では80㎡、住居地区では100㎡とします。
 ※この数字より小さい敷地に分割して、建築物を建てることはできません。
- 地区計画決定前よりこの数字に満たない敷地についての建替えは可能です。
 ※この数字より小さい敷地に分割して、建築物を建てることはできません。
- 住風密売店（アダルトショップ、テレクラ等）の用途の建築物を建てることや利用することはできません。
- 道路から建築物を後退させた部分については、門、へい、広告物、看板、自動販売機等、交通の妨げとなるような工作物は設置できません。
 ※後退させた部分は皆さんの所有地のみです。
- 道路に面して設ける垣やさくはフェンスとします。
 (高さ0.8m以下の部分を除く)
 ※垣やさくは壁面後退区域には設置できません。
- 建築物の形態・意匠・色彩等は、周辺の景観に配慮するものとします。

（注1）4m未満の道路では、道路中心線から2m後退した線
 （注2）駅前通りについては、線路敷地境界線から4m後退した線
 （注3）壁面後退が指定されている敷地

地区計画の概要（出典：練馬区ホームページ）

江古田北口地区は道路の幅員が狭いことから、用途上商業地なり近隣商業地の指定を受けていながら、それを十分活用できませんでした。そこで北口地区まちづくりの会を中心に地区計画が検討され合意されたのです。その中身は、敷地の規模の最低限度、建物の壁面線の後退、高さの最高限度などを定めることにより、前面道路の斜線制限等が緩和される、いわゆる誘導型地区計画を導入。また通りごとに高さ制限や日影規制についても検討。近商用途では3階建て、商業用途では4階の街並みや看板の規制などが検討されました。

④ 公園の整備や共同建替え

密集住宅市街地整備促進事業を使って公園が数か所整備されました。これも当初から規模や箇所、場所が決まっていたわけではなく、事業進行の中で空閑地の確保が出来たところに公園整備がされました。これらの公園については、近隣居住者や商店主が計画に参画したこともあり、いずれもユニークな公園。武蔵野音大が近くになるということもあり、音楽をテーマにした公園のデザインとなり名称も同様です。また音大通り広場のように公園というよりは広場で色々なイベントが開催できるように工夫されているのも、計画に関係住民が参加した成果と言えるでしょう。

老朽建築物等の不燃建築物への建替え助成

老朽建築物等を不燃建築物へ建替える際に、条件に該当すれば助成が受けられます。

・建替え助成の事例



音大通り広場でのイベント



建替え助成前



建替え助成後

建替え促進制度を使った共同建替え事業

(出典：練馬区ホームページ)

加えて地区計画や用途地域の変更をテコに建替え促進制度を使って共同建替え事業も2か所で事業が実施されました。

【協働のポイント解説】

江古田の事業では、旧来型の組織が行政と協働して事業を進めてきました。特に土地の買収が事業の中で大きな部分を占めることから、旧来型の組織が有効に機能。他方事業の各部分が終了すると、まちづくり活動はそのまま終了してしまい、ソフト・ハード一体型、もしくはハード先行ソフト後行といった風に展開していかないきらいがあるようです。この点で練馬まちづくりセンターなどがまちづくりを継続的にお手伝いしながら、地元住民や商店主、学生と一緒にハード整備にソフトで磨きをかけることが考えられるでしょう。

3. 「中村橋駅周辺交通バリアフリー基本構想」策定に関わる協働の取り組み

ア 事業の概要

平成12年11月15日に「交通バリアフリー法」（正式には「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」）が施行され、平成13年度から練馬区では「福祉のまちづくり総合計画」の策定に向けた取り組みが始まりました。その一環として、バリアフリー化を重点的に進めるためのモデル地区に西武池袋線中村橋駅周辺を選定し、交通バリアフリー法に基づき「中村橋駅周辺交通バリアフリー基本構想」の検討を平成15年度に行いました。

基本構想の策定にあたっては、障害者団体の方々や公募区民の方々の参加による「策定懇談会」ならびに、国、東京都、練馬区などの官公庁関係者、交通事業者、交通管理者、道路管理者、策定懇談会代表者からなる「策定委員会」を設置し、中村橋駅周辺でのアンケート調査やまち歩きを行いながら検討が進みました。

平成16年6月に基本構想が策定され、それに基づいて、平成22年度を目途に構想に盛り込まれた整備提案の具現化が進められ、現在の姿に変わっています。

イ 協働による検討体制〈3つの組織による検討〉

検討を進めるにあたって、この構想策定では、「策定委員会」、「策定懇談会」、「庁内検討組織」の3つの組織がつくられました。

① 策定委員会

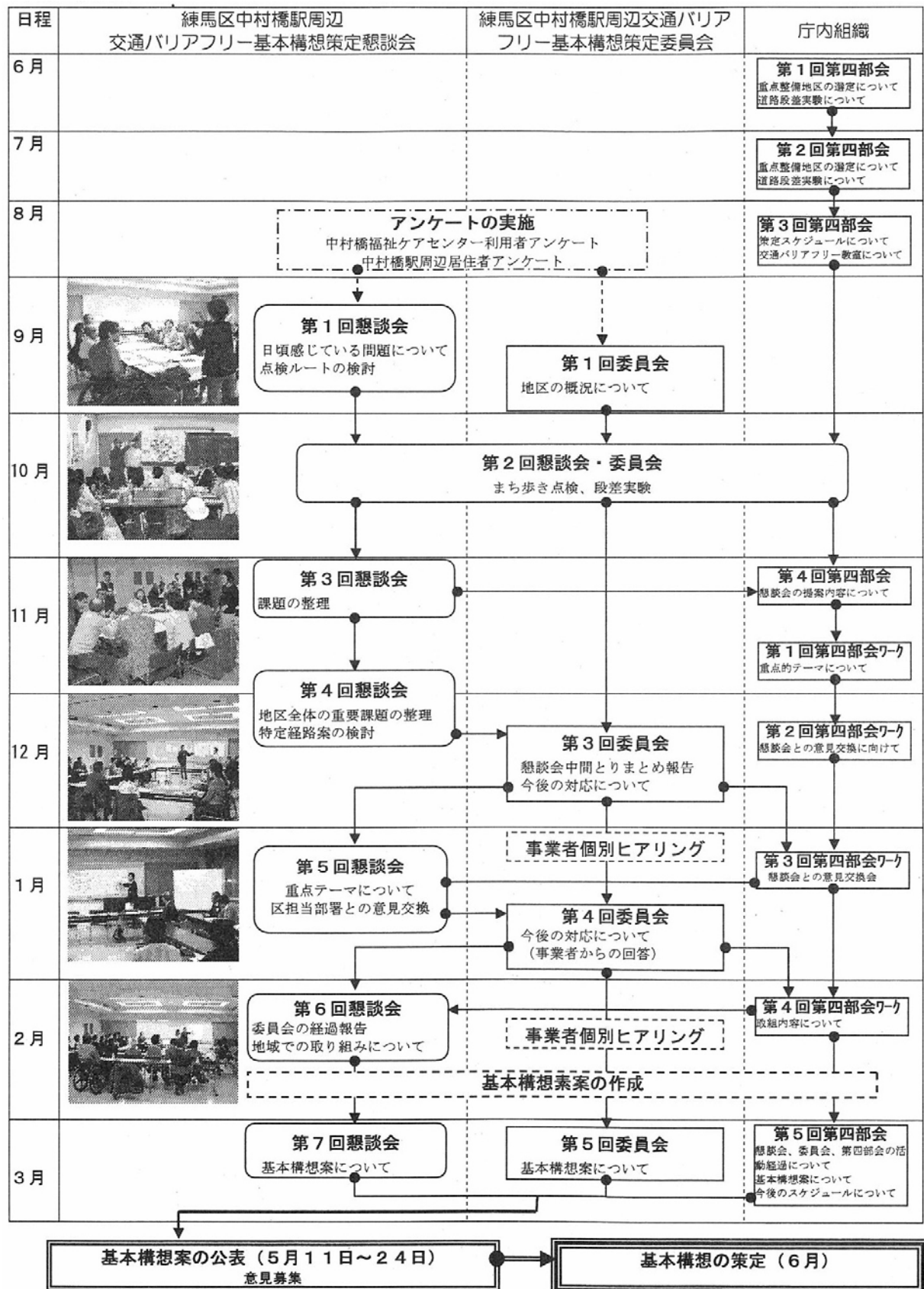
交通事業者（西武鉄道、西武バス、東京都交通局、関東バス）、交通管理者（練馬警察署）、道路管理者（東京都第四建設事務所、練馬区土木部）、国（国土交通省関東運輸局）、都（都市計画局）、練馬区（保健福祉部、都市整備部）、策定懇談会代表（3名）を含めた14名で構成し、策定懇談会での意見を踏まえて検討を行い、その結果を策定懇談会に報告して次回の討議に付しながら策定を進めました。

② 策定懇談会

地元町会（向山、貫井、中村西、中村東）、PTA（練馬三小、貫井中）、商店会（6商店会8名）、団体等（保育園父母の会、中村熟年クラブ松寿会、松みどり会、練馬障害児を持つ親の会、練馬区身体障害者福祉協会、練馬区視覚障害者福祉協会、計6名）、公募区民（11名）、合計31名で構成され、策定委員会に対して、バリアフリーに関する問題点、課題を抽出、解決策について議論、検討し、提案を行いました。

③ 庁内検討組織

練馬区福祉のまちづくり推進委員会第四部会がこれにあたり、策定委員会ならびに策定懇談会に対する資料作成や庁内調整を行いました。



中村橋駅周辺交通バリアフリー基本構想の検討フロー

(出典：練馬区中村橋駅周辺交通バリアフリー基本構想／平成16年6月 練馬区)

ウ 協働による取り組みの内容と成果<多様な意見の収集と懇談会による集約>

① 中村橋駅周辺の当時の状況と重点課題

西武池袋線中村橋駅周辺では当時、連続立体交差化事業が行われ、平成9年にはホームが高架化され、その後平成14年度に複々線化が完成、線路と駅舎の整備を終えたばかりでした。それに伴って駅舎のバリアフリー化はできていましたが、周辺整備には手が付けられていませんでした。駅周辺には商店街があり、練馬美術館、貫井図書館、サンライフ練馬、中村橋区民センター、中村橋福祉ケアセンター、貫井地区区民館、学童クラブ、練馬区立第三小学校などの公共サービス施設が多数存在し、高齢者や障害者の居住や通行も多く、かねてからバリアフリー問題は地区の課題でもありました。地元商店会が作成した「商店街活性化実施計画調査報告書」においても、福祉ケアセンターに配慮した駅周辺道路のバリアフリー整備の実施が提案されていました。また中村橋駅の南から西武新宿線、JR中央線に向けて運行されているバス路線は区内屈指の運行密度であり、その他にもバス路線があって、バス利用客にとってのバリアフリー問題も重要でした。

基本構想では、誰もが安心して生き生きと暮らせるまちづくりをめざし、駅周辺の歩行空間のバリアフリー化を進めるための整備方針を定めるとともに、地区全体の課題について、「自転車対策」「地区内の一方通行化や信号機の設置などの交通規制」「都市計画道路補助133号線（中杉通り：千川通り～目白通り間）の部分開通に伴うバリアフリーの視点からのバス停の移設・ルート変更」の3つを重点的テーマとしました。

② まち歩き点検（策定懇談会）により抽出された課題

福祉ケアセンター利用者や居住者へのアンケート調査とともに、車いす利用者、視覚障害者、聴覚障害者、高齢者などの協力を得てまち歩きを実施し、歩道幅や路面の凸凹などの道路の問題、自転車、置き看板など路上の障害物の問題、商店街での大型車の通行など交通の問題、案内板の高さなど案内・サインの問題などの課題があげられました。

まち歩き点検結果を踏まえて議論を進めた結果、一部道路の線形改良変更、放置自転車対策、一方通行化などの交通規制による歩行者の安全性の向上などについて、具体的かつ実現の可能性をも考慮した複数の案の提示も行われました。特に重要なルートとして、中杉通り（商店街のある旧道の南半分）、中村橋駅から福祉ケアセンターに至る道筋の周辺道路を選び、重点的な整備推進が提案されました。また、歩車道間の段差問題や点字ブロック設置の問題では視覚障害者と車いす利用者、高齢者の間で利害が一致しないことが相互に認識され、バリアフリーをユニバーサルに昇華する難しさが実感されました。基本構想策定と並行して行われた練馬区土木部による実物段差実験では、8タイプに及ぶ段差処理に対する提案があり、擬似体験者を含め100名が実験に参加して各段差処理案の評価を行いました。

③ 策定懇談会からの主な提案の概要

障害者の通行が集中する区民センター（福祉ケアセンター）前の交差点は、特に重要な場所として丁寧かつ多面的な議論が行われ、音声誘導式信号機設置や交差道路の一方通行化による安全確認負担の半減、ハンプや一旦停止規制、自動車のスピード抑制手法採用、歩道の勾配や歩車道間の段差問題など足元の安全確保や視覚障害者への危険報知方法などの具体的提案が行われました。また、貫井図書館と練馬三小、西武線高架に接する三叉路の交差点では、千川通りから高架下を通してアクセスする車との相互視認性が悪いことが問題視され、道路線形の改良変更や信号機の設置が提案されました。

歩行者（特にハンディキャップのある歩行者）の安全をより向上させる手段として、歩道幅をできるだけ広く確保できるように、対象地区の全面で車道の一方通行化を採用することが提案されました。美術館・図書館を含む区有地では、同街区をぐるりと回る形でのラウンドアバウトに類似する交通方式が提案されました。また、歩道における車いすの通行を安全かつスムーズにするために、歩道幅の拡張や電柱の撤去、植栽帯の改良整備、歩道の勾配をできるだけ平坦に改良することが提案されました。さらに、視覚障害者の通行がスムーズになるように、歩道上の障害物の撤去と誘導ブロックの整備、ポイントでの音声誘導が提案されました。

連続立体交差化事業により西武線北側に新設された鉄道附属街路（6m）については歩行者優先に配慮した交通規制を導入することが提案されました。また、千川通り（旧道）を含めて放置自転車対策の強化が強く要望されました。道路網の整備についても、千川通りの旧道と新道（補助133号線）との間の道路整備に関する提案も行われました。

バス停については安全上や利便上の問題が多々あり、指摘も数々ありましたが、補助133号線の開通後の交通処理の問題等、かなり複雑な技術的要素が多々あったので、要望にとどめて関係者による専門的な調整に委ねられました。

【協働のポイント解説】

策定委員会で交通事業者、交通管理者、道路管理者、国、都、区と、まちづくりに関する事業・行政のほぼ全関係者が一堂に会し、そこに地元の商店会関係者や視覚障害者が懇談会の代表として加わることで、全方位的な議論がまとめることができたことが一定の成果に結びついたと考えられます。また、商店会や町会関係者（居住者）といった地元の権利関係者だけでなく、車いす利用者、視覚障害者、聴覚障害者、高齢者など通行者、利用者といった流動的な関係者が参加して検討が進められたことにより、従来型の地権者を主体とした「まちづくり協議会」を超える、より汎用的、具体的な成果を生みだせました。

この事業は、交通バリアフリー法という国の法律に基づいて行われたもので、国、都の支援制度を活用して行われ、具体的な時間目標と財政支援があったことが具体的な成果をもたらしました。時間目標と予算的な裏付けを得てまちづくりを行う機会を今後とも求めたいものです。そのためには日頃からよい企画をストックしておく必要を感じます。

電線・電柱がなくなった広い歩道、安全で快適なまち歩きが全区に広がりますように。

4. 「区立春の風公園かえる池の再生」に関わる協働の取り組み

ア 事業の概要

かえる池の再生を進めてきた『光が丘まちづくりフォーラム』は、地域コミュニケーションの充実を図るため、2003年に活動を開始、2009年からは、区立春の風公園にある「かえる池」を、みんなの憩える場に再生するためのプロジェクトに着手、現在、清掃活動を毎月第2月曜日に行っています。

春にはカルガモの親子や、オタマジャクシの姿が見られるかえる池ですが、近年外来生物の繁殖が目立つことが課題となっています。現在では清掃活動のほか、池の周りの木に樹名板を付けることや『かえる池見守り隊』による維持管理などを行っており、地域の方に愛され続ける場所にするための活動が展開されています。



図-1 かえる池でオタマジャクシのぞきこむ子どもたち

イ 協働による検討体制

＜地域住民、光が丘まちづくりフォーラム、専門家の参加による計画の立案＞

かえる池の再生を牽引した『光が丘まちづくりフォーラム』は、練馬区都市計画マスタープランの地域別指針第四ブロック懇談会「光が丘、田柄、旭町、高松、土支田等」の参加者が平成15年5月に立ちあげた組織です。会では、毎年テーマを決めて、10月に開催される光が丘地区祭にて活動報告等の展示を行っています。

◆「光が丘まちづくりフォーラム」の活動経緯◆

- 【平成15年】光が丘地区祭（以降、毎年）で広報活動
- 【平成16年】ねりまの野菜を畑で収穫とまち歩き（白石農園）
- 【平成17年】「白子宿の湧水をたずねて」まち歩き
「さつまいも堀とやきいもをつくろう」光が丘公園
- 【平成18年】光が丘地域と今後の住民との関わり
- 【平成19年】光が丘CMコンテスト
- 【平成20年】かえる池再生プロジェクト



図-2 農業体験の企画

- 【平成21年】かえる池再生プロジェクト（実態調査、観察会）
- 【平成22年】かえる池再生プロジェクト（区への呼びかけ、広報版の設置）
- 【平成23年】かえる池再生プロジェクト（再生作業（浚渫）、維持保全のための体制づくり）
- 【平成24年】「かえる池見守り隊」としての維持管理活動（かえる池及びその周辺の清掃活動、観察会の実施、学習機会の提供）

「かえる池の再生」に際しては、NPO法人生態工房の協力を得て、子どもたちや地域住民を巻き込んだ専門的な調査を実施したり、かえる池の再生に向けた区への要望提出・意見交換、活動を地域へ周知するための広報板の設置などを行い、再生が行われた後も、維持管理に向けた体制構築やニュースの発行を続けるなど、幅広く情報を発信しながら、継続的な活動を展開しています。

ウ 協働による取り組みの内容と成果

＜まちづくり活動の継続的な支援による協働体制と維持管理体制の構築＞

平成20年度より取り組んでいる「かえる池の再生」は、平成21年度より練馬まちづくりセンターのまちづくり活動助成を受け、（平成21年）実態調査、観察会⇒（平成22年）区への呼びかけ、広報板の設置⇒（平成23年）再生に向けた浚渫、維持保全のための体制づくりが進められています。年を追うごとに活動内容が広がるとともに、区との協働によりかえる池の再生を実現していることが参考になります。

①【平成21年】かえる池再生プロジェクト（実態調査、観察会）

平成21年度に行った実態調査では、予想以上の外来生物が見つかり、従来の生態系が破壊されていることが明らかになりました。また、調査に際してポスターによるPRを行った結果、多くの住民がこの活動を知り、調査を見学しました。さらに、親子向けに行ったミニ水族館には約100名が参加、意見交換会やア



図-3 実態調査の結果を伝える「かえる池新聞」

ンケート調査により、住民が考える「地域の今後のあり方」を収集するなど予想以上の成果を得る展開となりました。それらの結果を「かえる池」新聞として報告し、地域住民に広く周知する活動も行いました。

まち活つうしん
ねほま5づくりセンター
取材/2009年10月18日

—米軍施設「グラントハイツ」跡地につくられたまち、光が丘。25年経った今、「自分たちのまちを『ふるさと』といえるように!」と活動している人たちがいます。光が丘まちづくりフォーラムは、平成15年から地域コミュニケーションの充実を図るため、まち歩きやCMコンテスト等を実施しています。今年度は、光が丘の区立春の風公園・かえる池にて『ミニ水族館』を開催。さて、どんないきものがいるのかな…?

ミニ水族館へようこそ。

「いきものは年齢層を問わないから、反応はとってもいいね」とメンバー・永井さんの言葉のとおり、通りすがりに足を止めて水槽の中を覗き込む方、カルガモ親子のファンでかえる池をよく訪れるという方、欄に貼ってあったチラシを見て来たという子どもたちなど、老若男女が入れ替わり立ち代り、およそ30名が訪れていました。秋の初め、ポカポカしたお日様の下、鯉が悠々と泳いでいます。

夢のタウン、光が丘

この広大な光が丘公園を中心としたパークタウンが整備され始めたのは1981年。当時の光が丘は、商店街や地下鉄、学校そして公園が次々につくり上げられ、新しいもので溢れていた

図-4 平成21年度の光が丘まちづくりフォーラムの活動を伝える「まち活つうしん」(発行:練馬まちづくりセンター)

は、こうした整備の一環で、1986年にみんなの期待を膨らませながら、まちの憩いの場として誕生したのです。

それから20年あまり経った今、一体池の中の状態はどのようになっているのでしょうか。そこで、光が丘まちづくりフォーラムは、池からあがった生きものを水槽に入れて、『ミニ水族館』を開催することにしました。かえる池の生きものについて詳しく調べることで、身近な環境について関心を高めたいと期待を寄せています。

水槽の中にあるものは…

至るところにカメラ。ブラックバスにブルーギル。薄ピンク色の口がバクバク動いているのは…

のでしょうか。「近くの公園を工事したから、『ローラースケート場ができるのかしら?』と思っていたのよ!」と、この団体の代表を務める高原さんは、当時のことを振り返ります。しばらくすると、そこには水が張られ、水を循環するための風車を取り付けられました。区立春の風公園・かえる池

▶かえる池ができたころ、築城から持ち込まれたカエルのタマゴは、5000匹。

②【平成22年】かえる池再生プロジェクト（区への呼びかけ、広報版の設置）

前年度の成果を受けて、かえる池の再生を区に要望するために住民懇談会を2回開催、広報版の設置により広報活動を強化したほか、かえる池周辺の観察会を開催して住民の関心を高めました。その後、区に対して「かえる池再生事業の要望書」を提出し、平成22年度に部分的な事業実施、平成23年度も引き続き事業を実施するという回答を得ることができました。

図-5 区に提出した要望書の一部

要望

要望の1:池周辺の保守管理 環境整備

1)現状:不法投棄が多い

要望の2:かえる池全体の清掃と維持管理

2)目的: 1)現状:非常に汚い池となっている。
元来の水生生物が少なくなっている。
・ミドリガメが成長してカルガモを食べるアカミミガメが多く生息。
・一部のカエルが池を利用して孵化している。
・中ノ島で数年連続してカルガモの孵化が確認されている

2)目的:・昨年度の調査結果を踏まえて、「かえる池」の泥を撤去して、きれいな池に再生する。
・本来の日本の水生生物がすめる池に整備して、人と水生生物が共存して楽しめる池にする。

3)提案の背景:「かえる池」を綺麗にして、この池を訪れる人たちに憩いの場所となる環境を提供する。また、自分たちの周辺にある池を自分たちの手で守っていくよう考えとするための仲間作りを目指す。

4)具体的な提案:・現状の汚い池を清掃し、整備する。
・外来種のない「かえる池」に戻すため、かいばりを練馬区と地域住民の協働作業により行う。
・水生植物を水質浄化や水生動物保護のため「かえる池」に植栽する。

6)取り組むための検討:
・昨年の実地調査を踏まえてどのような仕組みで池の清掃(かいばり)を行うか?
・清掃後の外来生物の処分。
・清掃後の「かえる池」維持管理はどのような仕組みで実施か?
(NPO法人へ委託、ほか)



図-6 地域へのPRに大きな役割を果たした広報板

③【平成23年】かえる池再生プロジェクト（再生作業（浚渫）、維持保全体制づくり）

2年間の活動を通じて「かえる池」再生プロジェクトは区の事業として予算化されました。実施に際しては、練馬区土木部計画課公園計画係と協議を進めながら「かえる池」の浚渫^{しゅんせつ}を実施、25年間のゴミやヘドロを一掃しました。その中で、周辺の雑木の除去も同時に行われ環境整備が進みました。また、平成23年度の目標とした区と協働の維持管理体制づくりについては、『かえる池見守り隊』として組織化することができました。



図-6 現在も続く「かえる池見守り隊」

これらの活動を3年間支援した練馬まちづくりセンターの「まちづくり活動助成」については、「助成事業により生物調査や掲示板ができただけでなく、整備後に見守り隊を立ち上げることができた」と、助成事業による支援の効果を高く評価しています。平成25年現在、かえる池のプロジェクトは継続されており、当初の理念と目標は健在です。今後も、この活動を引き継がれ、かえる池が地域の住民と生態系に潤いを与える空間として存在し続けることが期待されます。

【協働のポイント解説】

「実態調査 ⇒ 参加型観察会 ⇒ 行政への呼びかけ＋地域への周知 ⇒ 具体的な整備の実施 ⇒ 維持管理体制の構築」といったように、地区レベルのまちづくり課題の解決に必要な段階ごとのミッションと体制づくりを着実に進めてきたことが、現在までの活動継続及び各場面での協働につながっています。

また、月1回の清掃活動や定期的な観察会の実施をはじめ、「かえる池」新聞の発行などの広報によって地域住民の方々の参加を呼びかけながら、常にオープンな組織であることを基本スタンスとして活動していることが、行政も含めた認知につながっています。

5. 「白子川護岸整備」に関わる協働の取り組み

ア 事業の概要

白子川では、御園橋～三ツ橋（800m 平成14. 4. 1 河川予定地指定）の整備（25mmから50mmへの改修）が、平成15年から26年（3月竣工予定）にかけて実施されています。また、御園橋～一新橋（約900m 平成21. 11. 25河川予定地指定）の工事が着手されています。

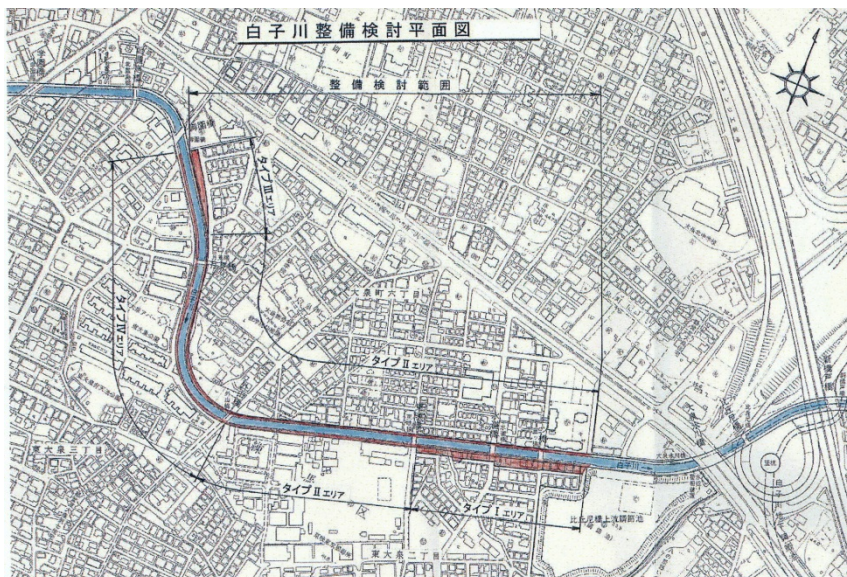


図-1 御園橋～三ツ橋の工事区間

イ 協働による検討体制

＜地域住民と白子川関連住民団体並びに専門家の参加による計画の立案＞

御園橋～三ツ橋（800m）の整備では、右表に示すように、地域の5つの町会・自治会、白子川の環境を良くする活動を続けている2つの住民団体に、東京都と練馬区、並びに専門家が加わった『白子川整備検討会』が設立され、平成15年9月から17年4月まで、6回の検討会が開催されました。

なお、座長は練馬区の土木部の課長、副座長は地元自治会長、事務局は東京都第四建設事務が務め、検討結果は「白子川整備検討会報告」としてまとめられました。

ここで特筆すべきことは、行政から事業を実施する東京都と完成後の管理をする練馬区が参加し、住民も地元ばかりでなく、遠く離れた白子川源流地域や和光市の人々が参加し、さらに多分野の専門家など、多様な主体が関わっていることです。


「白子川整備検討会」委員名簿（平成17年3月31日現在）

○ 座長 ○ 副座長（敬称略）

区分	氏名	所属	任期
【住民委員】	新加	東京区二丁目町会	・
	義博	・	・
	依田	大塚町六丁目町会	（前任者 横山志男 第1回～第2回）
	藤田	・	・
	風間	安栄一丁目町会	・
	江口	みっほし自治会	・
	加藤	・	・
	藤井	・	・
	比嘉	東京区団地自治会	（前任者 若林重雄 第1回～第2回）
	鈴木	・	（前任者 長岡真一 第1回～第2回）
岩下	・	・	
南	大塚住宅共済会	（前任者 小池千秋 第1回～第4回）	
藤井	・	・	
高木	白子川環境・水辺の会	・	
赤井	・	・	
片野	令子	・	
須貝	白子川と流域の水環境を良くする会	・	
北村	・	・	
戸谷	・	・	
池尻	三軒台まちづくりを考える会	・	
【専門委員】	鈴木	東京理科大学教授	・
	石川	建築学科鈴木研究室	・
	(橋野)	・	（第1回～第2回）
	(西野)	・	（第1回～第2回）
	伊藤	土木研究センター・客員 東京学芸大学客員教授	・
【行政委員】	石川	練馬区土木部建設課長	・
	洗倉	建設係長	（前任者 石井清治 第1回～第2回）
	有田	練馬区環境緑地部環境保全課長	・
	大塚	・	・
	武蔵	東京都建設局河川部計画課主任	・
	廣瀬	改修課次長	（前任者 石原成幸 第1回～第2回）
	浅田	東京都第四建設事務所工事第二課長	（前任者 伊藤浩之 第1回～第3回）
	伊藤	工務係長	・
	佐々木	・	・
	永井	・	・
【事務局】	水山	東京都第四建設事務所工事第二課設計担当係長	・
	杉山	主任	（前任者 山本彰 第1回～第2回）

ウ 協働による取り組みの内容と成果

<多様な主体の参画による合意形成と事業実施>

『白子川整備検討会』では、御園橋～月見橋並びに東映橋～三ツ橋区間の、すでに取得されていた都市地(工事区間図の  の部分)の整備に関して特に多くの意見が出され、図面ばかりでなく模型をもとに熱心な意見交換がなされ、最終的には住民の一提案を中心にした、東京都の案とは異なる計画に合意がなされました。

① 御園橋～月見橋の左岸の検討と合意

東京都から出された当初の案が図-2です。これに対し、住民から種々の案が出され、最終的に図-3が採択され、できる限りこの案が実現できるように実施することになりました。工事完成後の写真(写真-1、2)のとおり、住民の要望がほぼ叶えられた整備がなされました。



図-2 東京都の当初の提案

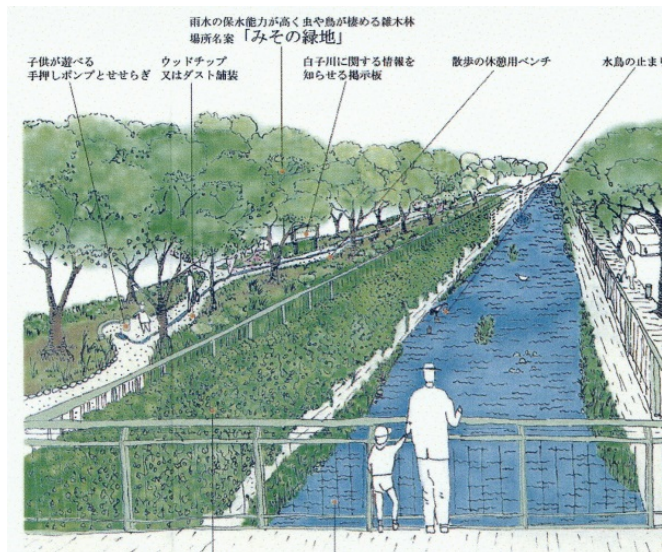


図-3 採択された案



写真-1 御園橋下流左岸(1) (25年10月27日現在)



写真-2 御園橋下流左岸(2) (25年10月27日現在)

当初、住民から左岸の幅広い都有地を使った緩斜面の自然護岸とする要望が出されましたが、御園橋からの水流が左岸に当たり、さらに下流の月見橋にかけて右に蛇行していて、緩斜面にすることが水理的に危険であると判断されました。その結果、ここは図-3の緑地として整備することに合意がなされました。

② 東映橋～三ツ橋の右岸の検討と合意

御園橋～月見橋区間の検討過程で出された緩斜面の自然護岸とする要望が、この区間で実現できないかが、検討の最大の問題点となりました。住民側の種々提案に対し、東京都からは、前例のある石神井川の南田中のような、図-4の案が提示されました。これに対して、種々図面と模型による検討の結果、図-5の案が最終的に採択されました。

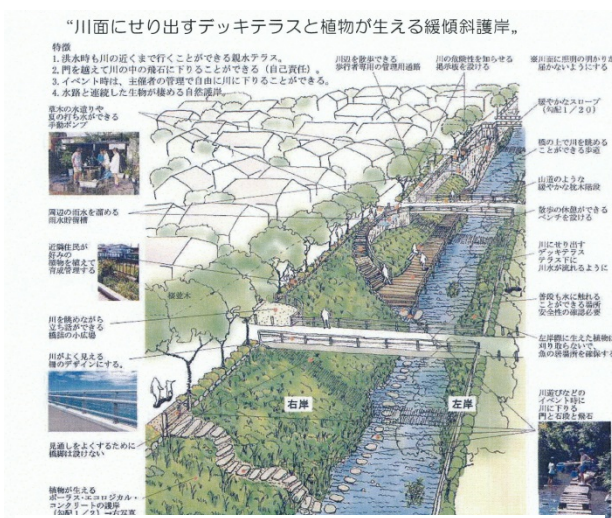


図-4 東京都の当初の提案

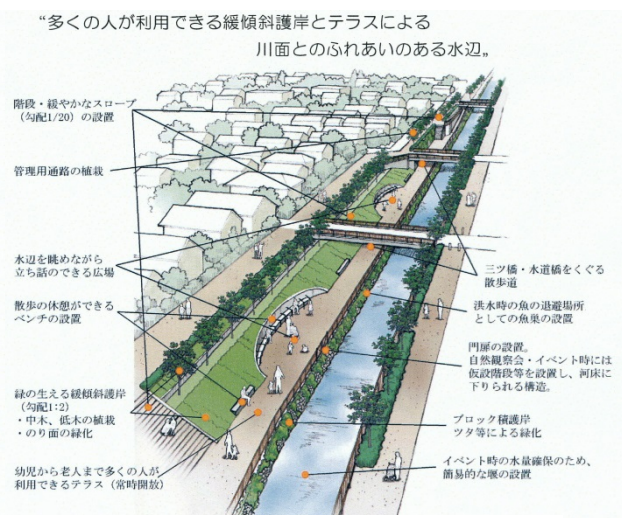


図-5 採択された案

現在、合意形成された計画に基づいて工事が実施されていますが、緩斜面への自然石の利用など、詳細な事項については、一部住民と専門家が都の担当者と随時打ち合わせがなされ、工事に反映されています。

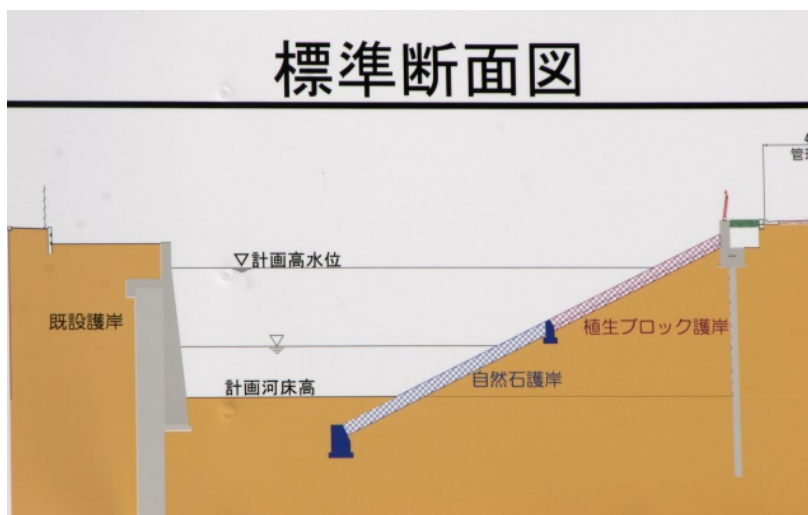


図-6 緩斜面の断面



写真-3 工事中の緩斜面 (25年10月27日現在)



写真-4 デッキテラスの一部完成した箇所 (25年10月27日現在)

③ その他の合意事項

川が見やすいように新しい防護柵（専門委員・伊藤清忠氏のデザイン）が使用され、また、橋にはつきものの親柱を省いたまったく新規の形式の橋が完成しています。さらに、人が多く集まると思われる東映橋の高欄には、白子川の昔の風景、その裏面には東映のアニメを描いたプレートが取り付けられました。



写真-5 親柱のない高欄と防護柵 (25年10月27日現在)



写真-6 白子川原風景のプレート (25年10月27日現在)



写真-7 プレート裏面のアニメ (25年10月27日現在)

【協働のポイント解説】

行政から事業を実施する東京都と完成後の管理をする練馬区が参加し、住民と多面的な協議ができました。また、住民も工事区域に接するすべての町会、自治会が参加するばかりでなく、遠く離れた白子川源流地域や和光市の人々が参加し、川のあり方を基調とした議論がなされ、従来の都市河川概念から脱した新しい親水護岸を実現させることができました。この際、多分野の専門家のアドバイスが、議論を円滑にする大きな役割を果たしました。最も重要な事は、参加者が氏名を明かし記録に残して、無責任にならない様に留意した点です。

6. 「みんなの広場公園の整備・維持管理」に関わる協働の取り組み

ア 事業の概要

練馬区石神井町8丁目に位置する「みんなの広場公園」（都市計画公園名：石神井八丁目公園、面積：約3,680㎡）が街区公園として整備されることになったのを契機に、地域にふさわしい公園整備への提案のみならず、地域住民による主体的な公園の活用・管理方法についても提案し、「練馬区まちづくり条例」の住民提案制度である施設管理型地区まちづくり計画の第1号認定を受けて、その認定まちづくり協議会であるNPO法人『公園づくりと公園育ての会』が区と協定を締結しながら「みんなの広場公園」を維持管理しています。



整備前の公園の様子



「みんなの広場公園」の整備図（平成21年12月時点）

イ 協働による検討体制

＜地域住民による公園の活用・管理を見据えた組織の設立＞

石神井町八丁目にあった空き地「みんなの広場（通称）」は、約30年前から近接する私立幼稚園の第二園庭として園児だけでなく地域の子も達や多くの住民に利用されてきました。10年程前に公園予定地として練馬区の所有になった後も、近隣住民によって組織された『石神井みんなの広場運営委員会』が区公園緑地課から使用許可を得て管理運営にあたり、以前と同様に安全利用を守り続けてきました。

その後、この広場が都市計画公園として計画決定されたことによって街区公園としての位置づけが明確になりましたが、地域住民から「これまで同様の利用をしたい、サッカーゴールを継続して置いてほしい」という声が多く挙がり、今まで以上に地域住民と広場との関係性が濃密なものとなったことから、平成19年（2007年）11月に、住民同士あるいは区との意見交換の場として『みんなの広場住民協議会』が発足され、地域にふさわしい公園整備のみならず、将来にわたる公園の管理と利用を「地域住民が、練馬区並びに施設管理者に協力し実現を図ること」を目的に、地域に密着した「公園づくりと公園育て」の活動が開始されました。

『みんなの広場住民協議会』では、平成19年（2007年）12月からほぼ毎週のペースで、地域住民が安心して生活できるような地域の中心施設となる今後の公園のあり方や地域住民自ら主体的に公園の運営管理に参加しながら地域の安全や暮らしを守り育てていくための仕組みづくりについての話し合いを進めてきましたが、このような住民活動をより具体的に実施するために

は、活動の公開性（住民が合意していること）と公益性（住民の利益であること）をより明確にすることが必要になってきたことから、『みんなの広場住民協議会』の主体となる世話人でNPO法人『公園づくりと公園育ての会』を平成20年（2008年）8月に設立し、引き続き『みんなの広場住民協議会』を運営することになりました。

ウ 協働による取り組みの内容と成果

＜「まちづくり条例」の活用による地域住民による公園の維持管理＞

① 施設管理型まちづくり協議会の認定と「公園育て計画」の作成

『みんなの広場住民協議会』の活動は、すべて公園周辺に住む地域住民によって行われ、世話人を中心に約40名が参加しながら行われました。基本的には、世話人による提案を広く住民に公開して意見を聴取し、それを反映・修正して合意を得るという作業を繰り返し、ほぼ毎週のペースで、下記についての話し合いを進めました。

- ① 住民の暮らしの中でどんな公園であるべきか（コンセプト）
- ② 誰（男女、年齢）がどのように利用したいのか（利用）
- ③ デザイン（遊び場、遊具、歩道、ネット、水飲み場、倉庫やその位置）（整備）
- ④ 実際にどう使われるだろうか（運営）
- ⑤ 誰が清掃、安全管理するのか（管理）
- ⑥ 施設管理者（練馬区）との協議の仕組み

平成20年（2008年）5月には、練馬まちづくりセンターのまちづくり活動助成「はばたき部門」の助成を受けて「みんなの広場ニュースレター」を定期的に発行（各回100～200部）するとともに、区公園緑地課との協働による「掲示板」設置などにより、地域住民への広報・周知活動にも努めました。

平成20年（2008年）8月には、世話人でNPO法人『公園づくりと公園育ての会』を設立し、同年11月には、『公園づくりと公園育ての会』が練馬区から「施設管理型地区まちづくり協議会」に認定され、「みんなの広場公園」開園後の住民主体による管理・活用を行うための施設管理型地区まちづくり計画となる「公園育て計画」の作成を開始しました。この「公園育て計画」は、『公園づくりと公園育ての会』による計画案の作成及び『みんなの広場住民協議会』による地域住民への説明・意向把握を積み重ねながら進めました。その結果、平成22年（2010年）9月に区初の「施設管理型地区まちづくり計画」として認定され、「施設管理型地区まちづくり協議会」である『公園づくりと公園育ての会』が、「公園育て計画」に基づき、球技なども楽しめる広場をもつ公園の特徴を活かして、遊びやスポーツ教室活動な



『みんなの広場住民協議会』の様子

どを中心に、地域のまちづくりに資する事業や公園の清掃・見回り活動を行っていくことになりました。

② 「みんなの広場公園」の整備

これまでの『みんなの広場住民協議会』による主体的な検討や区公園緑地課との意見交換会などによる協議の積み重ねにより、平成21年（2009年）10月には、住民の意見をほぼ反映させた公園デザインに基づいて区が公園工事を着工しました。

これに先立ち、平成21年（2009年）3月には、「みんなの広場」お別れイベントとしてスケッチ大会を開催し、74名の子どもたちが参加しました。子どもたちには旧広場を自由にスケッチしてもらいましたが、大半の子どもたちは、旧広場のシンボルであったサッカーゴールを描きました。このイベントで描かれた全スケッチは、工事期間中、周囲の防御壁に展示しました。



子どもが描いたスケッチの1例

平成22年（2010年）4月、「みんなの広場公園」が開園しました。『公園づくりと公園育ての会』の呼びかけに応じた住民・利用者が、計画認定に先立って清掃活動や自主的な見守り活動を実施しました。サッカーゴールはこの時点では未設置でしたが、開園イベントには350名の地域の子どもたち、大人たちが参加しました。そして、「公園育て計画」が「施設管理型地区まちづくり計画」として認定されたことに伴い、同年12月、区が都内の街区公園で唯一のサッカーゴールを設置しました。



オープニングイベントの様子

③ 地域住民組織による公園の管理と活用

現在は、球技なども楽しめるグラウンドがある公園の特徴を活かして、遊びやスポーツ教室活動などを中心に、「公園育て計画」に基づいて、毎年度、区土木部計画課に事業計画を提出した上で、地域のまちづくりや公園の清掃や見回りなどを継続しています。

主な活動内容は以下のとおりです。

◆公園の維持管理（清掃及び施設点検）

- ・区と協定を結び、日常清掃とともに、遊具や設備の軽度の点検を実施

◆公園の運営管理（安全の確保）

- ・住民と協力して平日の午後3時間、休日の終日に見守り活動を行うことで、地域住民の安全と快適な公園利用を促進



日常清掃の様子

◆イベント（まちづくり協議会事業：誰でも参加可能）

- ・サッカー教室（週2回、年長～小学生対象、約70名）
- ・ゲートボール（週2回、3団体、約20名）
- ・防災教室、ジョギング教室、リフティング大会、親子サッカー大会、震災募金活動



サッカー教室の様子

【協働のポイント解説】

行政に対しても、また地域住民に対しても『公園づくりと公園育ての会』が住民の窓口となることを明確に位置づけ、設立当初に定めた目的・役割・公平性・非営利であることなどを変更することなく実行したことが、協働による公園の管理・活用を実現した大きな要因と言えます。

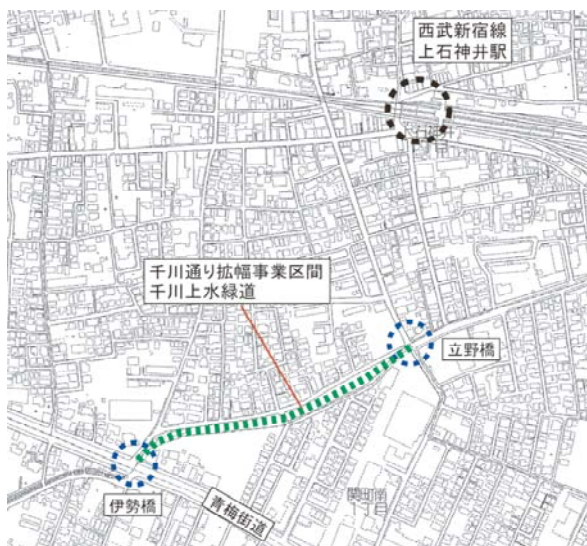
また、まちづくりセンターなど専門家のサポートを得ながら、公園条例や行政の責任、他の公園における前例、本活動における住民の権限について地域住民に時間をかけて説明するとともに、地域住民から広く意見を収集して合意を得た提案にしたこと、さらに、事業や維持管理の提案を住民が継続できる無理のない範囲の提案としたことで行政の信頼を得ることができました。

7. 「千川通り（補助229号線）拡幅事業」に関わる協働の取り組み

ア 千川通り（補助229号線）拡幅事業の概要

本事業は、上石神井一丁目の伊勢橋～立野橋間の430mにおいて、道路幅員を5.5mから20mに拡幅する事業です。また、この事業区間に隣接する千川上水緑道の一部は道路用地となっており、拡幅事業の所管は東京都、緑道の所管は練馬区と担当が分かれています。

平成14年2月25日事業認可され、現在新たな片側の歩道が開通し、なお工事中です。



千川通りと千川上水緑道の間には住宅が並んでいた
(平成13年10月当時)

イ 協働による検討体制くまちづくりグループ『まっぷす』による事業への提案>

『まっぷす』は、都市計画マスタープラン地域別指針策定の際の第7ブロックに参加した地域住民が中心になって平成15年7月に結成した地域のまちづくりグループです。

平成16年10月、『まっぷす』は千川通りの拡幅事業に関心をもち、担当部署の東京都第四建設事務所に資料の閲覧と説明をもとめ話し合いを行いました。さらに同年12月、千川上水緑道公園を管理する練馬区公園緑地課との話し合いにおいて、区は緑道の樹木調査をして道路に取り込まれる部分の樹木の移植を要望していることを確認しました。そこで『まっぷす』は、19年度から4年間、練馬まちづくりセンターの活動助成を得て、完成すれば併走することになる歩道と緑道との一体的整備をめざし、地域住民の参加するイベントを開催し話し合い、道路の設計が進んでいくペースに合わせ具体的な提案を続けました。

ウ 協働による取り組みの内容と成果

<道路・緑道整備計画に合わせた修景的なまちづくりの提案>

①「千川上水プロムナード構想」の提案

『まっぷす』は、平成19年10月に初の主催イベントを開催し、その結果を「千川上水プロムナード構想（7つの提案）」としてとりまとめました。さらに、平成20年11月には、2回目の主催イベント「遊歩道のデザインをみんなで考えよう！」を開催し、買収済みの道路用地に新しい道路境界線、歩道線を引き、街路樹の位置、高さを確認するため樹木に見立てた風船をあげるとともに、フェンス沿いにパネルを並べ、千川上水緑道への希望や街路樹種の好みを調査

しました。そして、このイベントでの調査結果等を反映した「千川上水プロムナード構想（10の提案）」を作成し、第四建設事務所に提案するとともに、地域住民にも広く周知しました。



平成20年11月23日に開催した「まっぷす」主催イベントの様子
当日は、通りがかりの人、買物帰りの人、子供を連れた人、犬と散歩中の人、小学生など60名ほどが来場

まっぷす

千川上水プロムナード構想

10の提案

① 「千川上水のせせらぎ」を部分的にも復活させよう

千川上水は、歴史的に重要な地域資源です。現在、地下の埋設管を流れている千川上水を、部分的でもよいので地上から見えるようにして、せせらぎを復活させましょう。

また、暗渠の部分であっても、地下を千川上水が流れていることをイメージさせるような「流れの表情」をデザインしましょう。

区立上石神井体育館
伊勢橋
青梅街道

② 花や実のなる草木をつなげて「いきもの通り道」をつくらう

チョウや鳥などが好む花や実のなる草木を数多く連続的に植えて、人間だけでなく、いきもの通り道にしましょう。

③ 広い歩道に「みどり豊かな空間」をつくらう

広い歩道の一部に、中低木をたくさん植えて、みどりに厚みを出しましょう。

④ 「自転車を通るレーン」を歩道と車道のそれぞれにつくらう

車道の停車帯と歩道の一部のそれぞれを、自転車を通ることが出来るレーンとしましょう。車道と歩道の両方を利用できると、たとえば、車が停車帯に停まっている場合は、停車帯から歩道上の自転車レーンに移ると、柔軟に対応できます。また、歩道の自転車レーンの境界に街路樹を植えると、歩行者優先のスペースと自転車優先のスペースの区別が明確になり、歩行者も安心して歩くことができます。

⑤ 「四季折々の風情が感じられる街路樹」を植えて、美しいまちなみをつくらう

街路樹には、花や紅葉が美しい樹木を選び、四季折々の風情が感じられる美しいまちなみをつくりましょう。

高木と高木の間に中木や低木も植えましょう。

- * 黒色の破線：現状の道路を示します。
- * 赤色の部分：新しくできる道路の歩道部分を示します。
- * 緑色の部分：千川上水緑道および緑地等として利用できる部分を示します。

⑥ 昼も夜も安心して歩ける「明るい道」にしよう

樹木がうっそうとして昼でも暗い道にならないように、樹木の間隔にゆとりをもたせて植栽しましょう。

街灯や足元灯をたくさん設け、夜も明るく安心して歩ける道にしましょう。

- * 写真や図は、提案内容のイメージを例示するもので、具体的なデザインを示すものではありません。
- * この図の下図は各種資料と独自調査をもとに「まっぷす」で作成したものです。おおよその位置関係を示すもので、正確な寸法等が確認された行政資料ではありません。

⑦ 緑道と一体の「公園のような歩行者道」をつくらう

歩道は東京都の所管、緑道は区の所管ですが、歩道と緑道をひとつのつながった空間として整備して、人が歩道と緑道を行き来しやすようにしましょう。

広いみどりの空間をつくるのが可能なので、移植する樹木を植えることもできます。そして、地下を流れる千川上水のせせらぎを、太陽のもとに復活させましょう。

⑧ 緑道と「公園、桜」をつなげよう

桜のある公園のフェンスをなくし、マンションの提供公園と、緑道の全体でひとつのまとまった空間をつくりましょう。

⑩ 三角形の空間に「街角ポケットひろば」をつくらう

青梅街道の交差点前のスペースは、当分の間は道路として利用されないため、住民や有志が自主管理する花壇などを設けて、楽しくにぎわいのある場所にしましょう。

- * 道路事業によって消滅する緑地部分にある樹木は、状態の良いもの(●)は移植し、状態の悪いもの(●)は伐採することになっています。

『まっぷす』が提案した「千川上水プロムナード構想」の内容

117

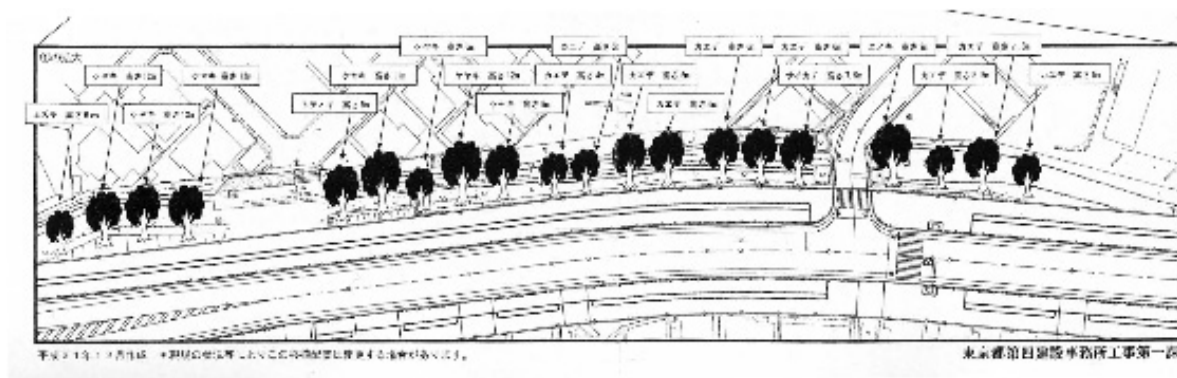
② 樹木の移植場所に対する提案

平成21年8月には、『まっぷす』主催でイベント「樹木移植検討会」を開催し、大木に育った樹木をどの場所に移植するかについて話し合いました。イベントでは、2通りの案の模型を用意し、歩行者の視点、車からの見え方、周辺環境とのバランス等を中心に検討しました。

このイベントでの成果を第四建設事務所に提案した結果、平成21年12月に開催された第四建設事務所主催の住民説明会で配られた樹木移植案には、『まっぷす』からの提案が取り入れられました。



「樹木移植検討会」の様子



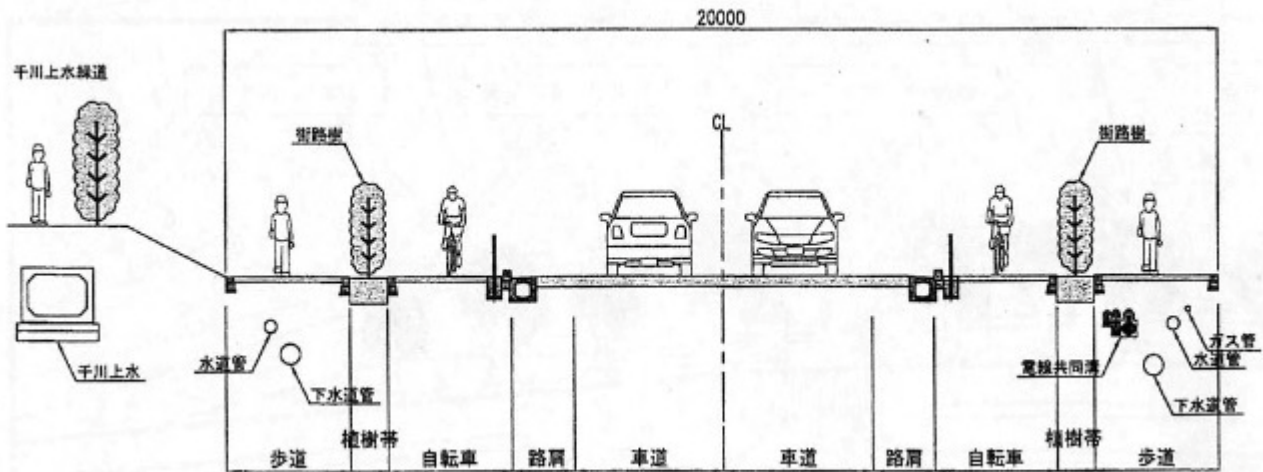
平成21年12月1日第四建設事務所主催の住民説明会で配られた樹木移植案。『まっぷす』からの提案が取り入れられた配置になっている。

③ 歩道と自転車レーンのデザインに対する提案

平成22年になって千川通りの拡幅事業がいよいよ本格化するなか、「千川上水プロムナード構想（10の提案）」のうち、第四建設事務所が歩道上に自転車レーンをつくる案を取り入れたことから、『まっぷす』は、平成22年9月及び12月に自転車レーンについて考える公開の勉強会を開催しました。勉強会では、完成した時に、自転車、歩行者が安全に利用できるよう専門家を招いて検討し、路面の色、標識の高さ、歩行者との合流部の注意喚起など実施にあたり注意する点をまとめ、第四建設事務所へ提出しました。



平成22年9月18日イベントの様子



第四建設事務所が配布した完成後の千川通りの構成図（標準横断面図）



整備前の緑道（平成21年10月）、主だった樹木はこのあと東側に残った緑道に移植された。



開通した歩道部（平成25年11月）、歩道と自転車レーンは舗石の色も変え、間は植樹帯で区切られている。

【協働のポイント解説】

東京都の千川通り拡幅事業は、練馬区管理の緑道の一部と重なっていました。道路はどの様になるのか。緑道の樹木や景観はどう変わるのか。街路樹に見立てた風船や道路幅を示したイベントを行い、多く人の意見を集め提案が創られました。樹木の移植や歩道・自転車レーンの勉強会を行ないさらに提案を行いました。

まちづくりセンターの活動助成金を利用、多くの人の意見を集めるイベントの開催、行政と情報を共有しての話し合い、良い計画にしたいという皆の熱意がこの景観を生み出しました。

8. 「春日町周辺の環状8号線整備」に関わる協働の取り組み

ア 事業の概要

春日町周辺では、環状8号線と補助172号線、都営地下鉄12号線（大江戸線）の新駅整備など、多くの都市整備が進められました。その中でも環状8号線の練馬区間は、東京都と地域住民との協議によって本線掘割や環境施設帯、遮音壁などの環境対策が施された一般道路としては画期的な道路として平成18年（2006年）5月に全線開通しました。



開通前の環状8号線周辺の様子
(写真提供：練馬区情報公開課)



開通後の環状8号線周辺の様子
(写真提供：練馬区情報公開課)

イ 協働による検討体制<地域住民組織による協働型のまちづくり運動>

今から30年近くも前、春日町は富士街道と豊島園通りが交わる場所でしたが、愛染院に近く、葡萄畑などの豊かな田園風景が残る一方、鉄道駅から遠く、交通が不便な地域でした。しかし、光が丘の計画が進むと、新宿からの都営地下鉄、川越街道から環状8号線と補助172号線によるアクセスの事業化の計画が浮かび上がりました。新宿と光が丘を結ぶ都営地下鉄の駅が予定され、環状8号線と補助172号線が交差し、光が丘方面に車を誘導する中の宮交差点は交通の要衝として位置づけられることになりました。そこで、従来の25m幅員の道路計画に対して、当時公害が心配された環状8号線本線の掘割構造化、中の宮交差点を地下で通過する案が採用され、残る平和台から掘割区間に至る一般部は沿道地区計画で対処されることになりました。なお、平和台交差点から掘割区間までの間は、未然防止型の沿道地区計画が決定されたもので、その後の動きを見ると、環状8号線の整備は、環境対策を伴うことが基本とされています。

このような環境の激変に巻き込まれた地区で、駅予定地区を中心に地元住民の会が発足しました。当初は公害反対運動の様相を見せ、都議会への請願などにより、環状8号線の掘割構造化を勝ち取りましたが、その時点で環境に重点を置く方々は会を去りました。残ったメンバーは、今から20年ほど前になりますが、都や区と協議を進めるべく『春日町新駅周辺街づくりの会』（昭和60年7月21日設立）をつくり、環状8号線の延伸に加え、補助172号線の整備、練馬春日町駅再開発計画、富士街道の拡幅計画など、この地区で生じた様々な計画に関与することになりました。その後、平成5年5月には会の名称を『練馬春日町駅周辺街づくりの会』と改名し、活動を続けました。

ウ 協働による取り組みの内容と成果

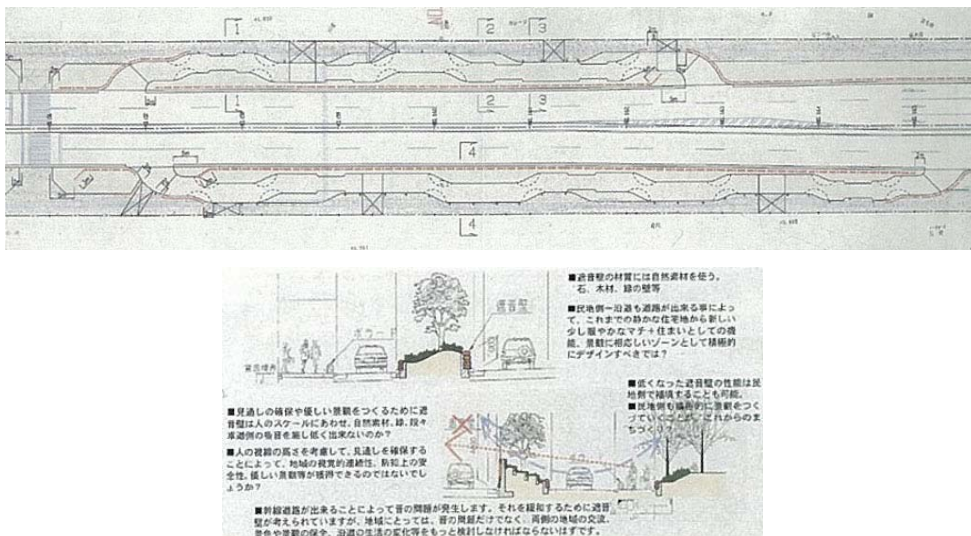
<地域住民と事業者との密な議論の積み重ね>

① 環状8号線整備における協働の取り組み

環状8号線の延伸事業に先立ち、高松中交差点以西の区間になされた環境影響評価により、平面区間は環境施設帯の設置が必要であるとされ、36m幅員に都市計画を変更し、目白通り以西については沿道住民の意向に合わせて遮音壁を併設する本線半地下の構造が採用されました。板橋区区間も含めて、環状8号線の拡幅、新設区間は、沿道地区計画で対応を施した既存の環状7号線や笹目通りに連なる環状8号線などと比較して、一般道路にあっては驚くほどに環境対策が施されています。

その結果、事業計画区間であった高松中交差点以東の地上平面区間は25m幅員のまま残されました。しかし、沿道環境対策のためには、新設される西側区間と同様に、遮音壁を併設する環境施設帯の設置を必要とされ、25m区間について36mに拡幅する必要が生じました。

環境影響評価以前に、都市計画決定通りに25mで事業が認可されていた道路区間に対して、都市計画変更の理由はありませんでした。住民と東京都が協議を重ねた結果、都市計画幅員を変えず、道路事業の手法を用いて片側5.5mずつ拡幅し、平面区間のすべてに10mの環境施設帯を設けることになりました。併せて、地域分断防止のために透光型遮音壁、車速を落とすためのコミュニティ道路型の副道（ふれあいロード）計画が採用されました。



会が提案したコミュニティ道路型の副道計画案（出典：練馬区都市計画マスタープラン地域別指針）

このような『練馬春日町駅周辺街づくりの会』の活動や東京都との協議の過程については、一部行政による印刷費等の支援を受けながら「まちづくりニュース」を随時発行し（約1,200部）、メンバーの手によって沿道地域の住民に配布・報告しました。また、道路の拡幅及び環境施設帯の設置については、環境アセスメントがなされた当時、25m区間の両側に植木畑が残されており、『練馬春日町駅周辺街づくりの会』のメンバーが地主さんに打診しながら用地買収の話が進んだことも幸いしました。



現在の環状8号線の様子

② 「協働によるまちづくり」を進めた中でのいくつかのエピソード

『練馬春日町駅周辺街づくりの会』は、行政との協議を進める一方で、活動を通じて様々な成果を生み出しました。

【環状8号線旧中央分離帯に植栽されていた樹木の保育園への移植】

平成11年（1999年）、春日町5丁目都営住宅前の旧中央分離帯にあった楠3本、中木25本の樹木を東京都住宅局の理解により隣接する春日町第3保育園に移植するとともに、0歳児保育室の冷房、遮音塀への窓の設置など、事業に合わせた対応が施されました。

【環境施設帯に部分的に側道を設けて沿道サービスを試みたこと】

当初都からの提示は全区間4mの副道であり、副道も前後の掘割構造区間の地上部と同様に、通過交通を受け入れる構造になっていましたが、アクセントをつけ、優しい構成にしました。

【透光型遮音壁の設置】

環境アセスメントの結果、中学校に対して環状8号線に4mの遮音壁が必要とされました。それに対しても議論が重ねられ、景観面、地域分断の心理的防止という点から透光型のものを採用することになりました。このことも、都の英断のひとつとして評価できます。



保育園に設置された窓型の遮音塀



会の働きかけによって設置された透光型の遮音壁

川越街道以西の区間での対策は本線を遠ざけることを基本的な考え方としましたが、この区間では空間的な共存を考えようとしています。両者の遮音壁と比べるとその差が分かります。

【八幡神社前の歩道橋計画から横断歩道への変更等】

八幡神社前については、当初環状8号線の交通性能を高めるために立体歩道橋が計画されていました。それに対して『練馬春日町駅周辺街づくりの会』では神輿渡御を理由に協議をした結果、歩道橋から信号付き横断歩道へと変更されました。これは、東京都第四建設局の担当課長がたまたま神輿に理解ある方だったことも幸いしました。

また、道路区域となり本来伐採される予定だった八幡神社の樹木の一部が、地域の要望もあり、完成後の環状8号線にそのまま残されることとなりました。

【花壇の管理】

環状8号線の完成後、障害者団体と『練馬春日町街づくりの会』が一緒になって、環境施設帯に設けられた花壇を管理しています。環境施設帯は都道の一部ですが、水については、近くの公園から練馬区に提供してもらっています。

また、「春日町6丁目地区地区計画」区域内の公園予定地の一部を小広場として活用することを提案し、現在、クローバ広場として会が管理しています。



歩道の植栽帯に草花を植える活動も実施

【補助172号線の桜並木整備】

会として東京都に要望するとともに補償交渉などにも関与していく中で、東京都は補助172号線に桜並木を整備しました。

【まちづくり読本「春日町に住む77人に聞いた街の移り変わり」の作成】

これまでの活動の総仕上げとして、練馬まちづくりセンターの「まちづくり活動助成」を受けて、春日町に古くから住んでいる方への聞き取り調査を約2年間かけて実施し、その結果を「春日町に住む77人に聞いた街の移り変わり」という冊子にまとめました。春日町に住む子どもたちに、春日町の昔の生活を伝えたいと考えたためです。

【協働のポイント解説】

リーダーの特質にもよりますが、補助172の整備、練馬春日町駅再開発計画、富士街道の拡幅計画、及び環状8号線の延伸など、この地区で生じた様々な計画に関与していく中で、幹線道路の計画への住民参加としては珍しく、対立型の公害反対運動ではなく協働型のまちづくり運動であったことが、協働による取り組みを実現した大きな要因といえます。

環境施設帯など、沿道環境に配慮した道路事業の採用にあたって、都の担当窓口の英断がありました。その英断を後ろ押ししたのは、当時月1回開かれていた『練馬春日町駅周辺街づくりの会』と東京都第四建設局の協議の場において、相互の信頼の下で議論が重ねられたことであったと思われます。

提案作成を終えて（平成 26 年 2 月）

「都市計画マスタープラン自主懇談会」は、『練馬区都市計画マスタープラン（全体構想：平成13年3月策定、地域別指針：平成15年6月策定）』の見直しに併せて、練馬区都市整備部都市計画課が主催した「都市計画マスタープラン区民意見交換会（平成25年5月～11月開催）」に参加した区民メンバーの有志が集まり、区民意見交換会での意見をさらに掘り下げ、練馬区におけるこれからのまちづくりのあり方について具体的な提案をするために組織されました。

区民意見交換会の開催後は、都市計画マスタープランの実現化に向けて欠かすことのできない「協働のまちづくり」の原則について、これから取り組もうとする区民のみなさんに、もっと分かりやすく伝えられないかと話し合っていく中で、まずは先人に学ぶ、つまり、前回の都市計画マスタープラン策定後から現在までに、実際に住民と行政との協働によって取り組まれたまちづくりの実績を数地区とりあげて整理してみようということになりました。

今回、区民有志に加え、練馬まちづくりセンターのスタッフが、自主懇談会に参加し、とりまとめに尽力していただいたことにより、作業の積み重ねを本書という成果にすることができました。

今後は、本書が現在見直し中の都市計画マスタープランに反映されるだけでなく、さらに都市計画マスタープランに方針づけられた「協働のまちづくり」を具現化していくためのきっかけになれば幸いです。

【都市計画マスタープラン自主懇談会参加者（あいうえお順）】

足立 栄子	伊東 利孝	大内 靖夫	大住 徹	大屋 みのり
奥村 隆史	小野 勝海	小場瀬 令二	要 久美子	久間 常生
小泉 秀樹	駒井 康一郎	近藤 純子	杉岡 修	高橋 葉子
武田 実代子	田村 晴久	富田 杏二	阪西 淳史	久村 克彦
平山 竜也	本間 俊弘	的野 碩郎	田中 麻起子	蒔田 實
山口 忠志				

【とりまとめに当たってご協力いただいた方々】

熱海 郁三さん（株）ハオ技術コンサルタント事務所）
中島 成和さん（NPO 法人公園づくりと公園育ての会）